

エイブルネットワーク野洲店における差別発言事件 についての見解書

株式会社パナホーム滋賀

1. 今回の発言について

2010（平成22）年11月23日、弊社が管理する賃貸住宅の仲介を依頼しているエイブル野洲店において、入居検討されている方への物件紹介時に差別発言が起きました。その理由として弊社担当者からの依頼を受けて、というのが現実でした。

弊社の担当者は宅建協会の教育、研修も受けている賃貸管理の中核を成す社員でした。今回のこの発言の根本は、担当者の弊社に対する入居者からの後日のクレーム防止という、自己防衛的な発想で依頼した人権をおろそかにした安易な発言、人権同和問題の意識の低さが浮き彫りになりました。

また、担当者は同様に他社の社員にも依頼を行っており、確認の上で課題が明らかになれば、今回の事件と同様に解決に向けて取り組みます。

今回発生した差別発言を、弊社としては重大な問題として認識し、今後、以下の内容についてしっかりと取り組んでまいります。

2. 要因の分析

今回の発言が起こった背景について、次の3点に整理し検証しました。

(1) なぜ、今回の発言が起こったのか

- ① 社外での研修会には窓口担当者をはじめ複数の社員が参加していましたが、社内教育としての人権・同和教育が不十分で、社員に人権意識が身についていませんでした。

2007（平成19）年7月、社内に企業内同和问题研修窓口担当者を設置し、その後、2008（平成20）年10月に全社員を対象に同和教育を実施しました。導入研修として「同和问题を正しく理解する」をテーマに栗東市教育委員会から講師をお招きし実施しましたが、全社員を対象としての社内研修はその1回限りでした。

- ② パナホームグループの行動基準が守られなかった。

パナホームグループ行動基準に、人権尊重「私たちは性別、年齢、国籍、人種、民族、心情、宗教、社会的身分、障がい等に関する差別的言動を行

いません」とありますが、社内研修の不十分さから、社員に意識が浸透しておらず、守られていなかったことが、今回の発言につながりました。

(2) 他の社員の関わりについて

今回の発言問題を受けて、他の社員に対しても同様の発言を他社等に行ったことがあるか調査いたしました。が発言の事実はありませんでした。

また、今回の担当者の発言の事実を他の社員が気付いていたかについても調査いたしました。が、同部署をはじめ、他部署の社員についても、業務上日常的な関わりがない独立した賃貸管理部門から発せられたことであり、これも気づいていないことが確認できました。

(3) 社内研修のあり方について

今まで宅建協会、滋賀県、栗東市で開催されている研修会に参加をしてまいりましたが、その一方では前述(1)－①の通り、社内開催の研修会が不十分で成果が十分に活かしきることが出来るに至らない状況でありました。

社内研修は社員を一堂に会した講演会を実施していましたが、それぞれの理解の程度に見合った研修、小集団の社内研修会ができていないことも意識の低さは否めない要因であることが理解できました。また、研修をしているから問題が生じない、という考え方は成立しないことも理解できました。

弊社では今回の指摘を受けて、発言の発覚から今日まで、まずは社内において次の取り組み(事実確認、研修等)を行ってまいりました。

2011(平成23)年

8月～9月 社長及び部長による担当者への事実確認。

10月14日 全社員を対象に、同和問題研修会を実施。
※研修会の冒頭、社長から全社員に対して、今回の差別発言事件について報告しました。

11月18日～19日 栗東市同和対策促進連絡協議会(十里支部・小柿支部・市行政)の県外研修会(研修地:三重県伊勢市 朝熊市民館・三重県人権センター)に、今回、発言した担当者と、その上司にあたる所長を派遣しました。

2012(平成24)年

1月 5日 新年の仕事始め式において、社長から全社員に対して「社内人権擁護宣言」を行いました。

3. 今後の社内教育のあり方

弊社は滋賀県に根ざし、住宅の販売、施工、アフターサービス、賃貸仲介業を行う企業として地域に、人に信頼されなければ成長はもとより、存続すら危ぶまれることになってしまいます。

今回の事件を通じて、今までの取り組みが十分でなかったことを真摯に反省し「人の心の痛みがわかるひとづくり」社員づくりを目指して取組み改善を行ってまいります。前述の「発言の発覚から今日までの取り組み」に引き続き、今後は、以下の具体的な取り組みを行います。

4. 具体的対策案

①人権擁護宣言を行う

2012（平成24）年1月5日 人権擁護宣言を行いました。

②社内人権同和教育基本方針と実施要綱の策定

③社内人権・同和教育推進委員会の立ち上げ

④基本研修計画の策定

⑤差別対応マニュアルの作成

⑥人権啓発コーナーの掲示板を休憩室に設置（人権意識の向上を図る）

以上の対策を弊社は、地道にしっかり実行、推進し、部落差別撤廃にむけ努力いたします。また、同様なことが現場レベルでありそうなのが良く理解できました。つきましては、今回の事件を教材としてパナホームグループに提供し、グループをあげて部落差別撤廃にむけて働きかけを行うよう発信してまいります。

今回の事件を通じて地域のかたがたには大変ご心労をおかけしましたこと深く心よりお詫び申し上げます。また、部落解放同盟の皆様及び滋賀県、野洲市、栗東市、湖南市、草津市の行政に携わる皆様に改めて謝罪申し上げますとともに、今後のご指導を重ねてお願い申し上げます。

2012（平成24）年1月19日

草津市野路町669番1
(株)パナホーム滋賀

(株) パナホーム滋賀 人権擁護宣言

人権とは、すべての人々が個人としての生存と自由を確保し、幸福な生活営むために欠かすことのできない権利で、個人の尊厳を核とする人間としての生まれながらにもっている基本的な権利です。

人権の尊重・擁護

私たちは、国際的に宣言され、また各国の憲法や判例で保障された永久の権利としての基本的人権を尊重・擁護し、基本的人権を侵害しません。そのためには、性別、年齢、国籍、人種、民族、心情、宗教、社会的身分、障がい等に関する差別的言動を行いません。

よって、正しい人権意識の高揚に努め、不断の努力と実践により、相互の人権を擁護するため、ここに「人権尊重・擁護」することを宣言する。